

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十八号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科(以下「アジア・アフリカ地域研究研究科」という。)の組織等
に關し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 アジア・アフリカ地域研究研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、アジア・アフリカ地域研究研究科の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 研究科長は、アジア・アフリカ地域研究研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 アジア・アフリカ地域研究研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に關し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 次の各号に掲げる事項について審議するため、アジア・アフリカ地域研究研究科会議を置く。

一 アジア・アフリカ地域研究研究科の教育課程の編成に關する事項

二 学生の入学、課程の修了その他その在籍に關する事項及び学位の授与に關する事項

三 その他アジア・アフリカ地域研究研究科の教育に關し必要な事項

(専攻及び講座)

第五条 アジア・アフリカ地域研究研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

東南アジア地域研究専攻 生態環境論講座、地域進化論講座、連環地域論講座

アフリカ地域研究専攻 地域生態論講座、民族共生論講座、地域動態論講座

2 前項に掲げるもののほか、協力講座として、東南アジア地域研究専攻に東南アジア地域論講座を置く。

(専攻長)

第六条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、アジア・アフリカ地域研究研究科の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(事務組織)

第七条 アジア・アフリカ地域研究研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、アジア・アフリカ地域研究研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十六年四月八日までとする。
- 3 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長候補者選考規程（平成十年達示第十二号）は、廃止する。